

地方債

借金残高は174億1,899万円（前年比11億6,920万円減）
 町民一人あたりの借金残高は163万円（前年比7万円減）

令和4年度末の一般会計の地方債残高は、前年比8億6,826万円減の124億9,760万円となりました。地方債返済額（一時借入利子を除く）は、前年比2億7,186万円増の20億1,067万円となり、決算額の15.7%を占めています。

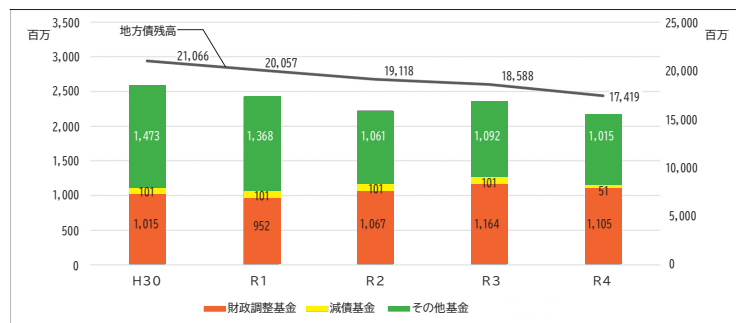
区分	地方債残高
一般会計	124億9,760万円
簡易水道会計	2億2,645万円
下水道会計	15億5,320万円
水道事業会計	15億780万円
国民健康保険病院事業会計	12億1,789万円
富川国民健康保険診療所事業会計	3,810万円
日高国民健康保険診療所事業会計	3億7,795万円
合計	174億1,899万円

基金

預金残高は21億7,117万円（前年比1億8,665万円増）
 町民一人あたり20万円（前年比2万円減）

法律や条例によって設置される「基金」は、特定の目的に利用することができ、全会計で19の基金が設置されています。令和4年度は財政の不均衡をならすための財政調整基金から5,905万円、減債基金から4,996万円、その他の特定目的基金から7,764万円を取崩し、基金残高は前年比1億8,665万円減の21億7,117万円となりました。

区分	基金残高
財政調整基金	11億536万円
減債基金	5,103万円
その他基金	10億1,478万円
合計	21億7,117万円



地方債残高と基金残高の状況

- ・地方債とは～町の借金残高
- ・基金とは～町の経済活動の基礎となる資金

令和4年度ふるさと日高応援寄附金の運用状況

全国からたくさんの応援ありがとうございます。皆様からいただいた寄附金は、次の事業に活用させていただきますのでご報告します。今後とも日高町を応援していただきますようお願いいたします。

事業名	金額	事業名	金額
ふるさと応援寄附に要した経費	48,000,000円	日高の地酒づくり事業	1,000,000円
産業振興奨励補助事業	2,000,000円	ひだか樹魂まつり開催助成事業	2,500,000円
森林環境保全事業	5,000,000円	就学準備、運動能力・体力向上事業	3,000,000円
豊かな森づくり推進事業	3,000,000円	日高高等学校支援事業	3,000,000円
シシャモ資源増大対策補助事業	2,000,000円	富川高等学校支援事業	4,000,000円
ホッキ稚貝購入補助事業	3,000,000円	日高町中小企業・小規模企業借入資金保証料及び利子補給事業	800,000円
		合計	77,300,000円

ふるさと日高応援基金の状況	金額
令和4年度までの取り崩し額	662,826,000円
令和4年度末現在の積み立て残高	191,087,000円

※積み立て残高には利子分を含んでいます。

☎ 役場企画財政課 企画・財政グループ ☎ 01456-2-6181

政治家の寄附は禁止！ -徹底しよう「三ない運動」-

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が増えます。政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。

また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。きれいな政治・公正な明るい選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。



三ない運動



政治家は
有権者に寄附を

贈らない

有権者は
政治家に寄附を

求めない

政治家から
有権者への寄附は

受け取らない

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を行っています。

政治家の寄附の禁止

選挙の有無にかかわらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、時期や名義のいかんを問わず、禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（後援会など）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（後援会など）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず処罰されます。



禁止されている寄附（例）

- × 病氣見舞い
- × お祭りやスポーツ大会への寄附や差入れ
- × 結婚祝、香典
(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で渡す場合は、罰則が適用されない場合があります。)

- × 葬式の花輪、供花
- × 落成式、開店祝の花輪
- × 自治会等への募金
- × 入学祝、卒業祝
- × お中元、お歳暮
- × 政治家自身の選挙区に対する「ふるさと納税」



問 日高町選挙管理委員会 ☎ 01456-2-5131